

奈良市公報

第153号

令和7年10月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月	日	番号	件名	主管
9	1	419	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止	介護福祉課
9	1	420	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
9	2	421	放置自転車等の保管	環境政策課
9	4	422	放置自転車等の処分	環境政策課
9	4	423	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	介護福祉課
9	4	424	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定	介護福祉課
9	8	425	大和都市計画駐車場整備地区の都市計画の変更案を作成するための公聴会の開催	都市計画課
9	8	426	放置自転車等の保管	環境政策課
9	10	427	住居番号の設定	市民課
9	10	428	住居番号の変更	市民課
9	11	429	奈良市国民健康保険料の差押調書等の公示送達	国保年金課
9	11	430	奈良市国民健康保険料の差押調書等の公示送達	国保年金課
9	12	431	令和7年度国民健康保険料決定通知書の公示送達	国保年金課

公 営 企 業

月	日	番号	件名	主管
9	1	48	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
9	1	49	農業集落排水事業の供用及び汚水の処理の開始	下水道事業課
9	1	50	奈良市公報号外第25号に掲載	水道計画課

教 育 委 員 会

月	日	番号	件名	主管
9	1	13	奈良市公報号外第25号に掲載	放課後児童育成課

選 挙 管 理 委 員 会

月	日	番号	件名
9	1	46	選挙権を有する者の総数の50分の1の数等

農 業 委 員 会

令和7年10月1日

(水曜日)

奈良市公報

第153号

月	日	番号	件名
9	8	9	農業委員会総会の招集

告

示

奈良市告示第 419 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項及び第 115 条の 5 第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を廃止したので、同法第 78 条第 2 号及び第 115 条の 10 第 2 号の規定により公示する。

令和 7 年 9 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 7 年 8 月 1 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970190423	(介護予防) 福祉用具貸与・特定(介護予防) 福祉用具販売	合同会社訪問介護みかん	奈良県奈良市蘭生町 1813 番地の 26	ケアステーションみかん	奈良県奈良市蘭生町 1813 番地の 26

(令和 7 年 9 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 420 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 7 年 9 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 7 年 2 月 21 日 奈良市指令整開 第 24A-42 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 7 年 9 月 1 日 第 1954 号

公共施設 令和 7 年 9 月 1 日 第 992 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市学園大和町六丁目 694 番 5、694 番 6、695 番、714 番 1、714 番 2、715 番 1、715 番 2、716 番 1、716 番 2、718 番 2、721 番及び 722 番（里道、水路を含む。）

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市淀川区宮原一丁目 6 番 1 号新大阪ブリックビル 11F

セキスイハイム近畿株式会社 代表取締役 森井 勇二

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市学園大和町六丁目 694 番 6、695 番、714 番 1 の一部、714 番 2、715 番 1 の一部、715 番 2、716 番 1 の一部及び 716 番 2（里道、水路を含む。）

(2) 管路敷地

奈良市学園大和町六丁目 716 番 1 の一部

(3) 調整池

奈良市学園大和町六丁目 714 番 1 の一部、715 番 1 の一部及び 716 番 1 の一部

(4) 下水道

奈良市学園大和町六丁目 695 番の一部、714 番 1 の一部、715 番 1 の一部、716 番 1 の一部及び 716 番 2 の一部
(令和 7 年 9 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 421 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 7 年 8 月 28 日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 7 年 9 月 2 日揭示済）

奈良市告示第 422 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 10 条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和 59 年奈良市規則第 35 号）第 5 条の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 4 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から 60 日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

3 処分年月日

令和 7 年 9 月 18 日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和 6 年 8 月 7 日、同月 14 日、同月 21 日及び同月 29 日

令和 6 年 9 月 4 日、同月 11 日、同月 18 日及び同月 24 日

令和 6 年 10 月 3 日、同月 10 日、同月 17 日、同月 23 日及び同月 31 日

（令和 7 年 9 月 4 日揭示済）

奈良市告示第 423 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項及び第 53 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者を

指定したので、同法第 78 条第 1 号の規定により公示する。

令和 7 年 9 月 4 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 7 年 9 月 1 日

事業所番号	サービスの 種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970191231	訪問介護	合同会社安寿	奈良県奈良市南京 終町 785-10 番地	訪問介護心音	奈良県奈良市東木 辻町 47-1 ディアコ ート奈良 208
2970191249	訪問介護	株式会社スーパ ー・コート	大阪府大阪市西区 西本町一丁目 7 番 7 号	オリーブ・奈良新 大宮訪問介護事業 所	奈良県奈良市芝辻 町 508-4 リバーサ ホ萬 201

(令和 7 年 9 月 4 日揭示済)

奈良市告示第 424 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号の規定により公示する。

令和 7 年 9 月 4 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 7 年 9 月 1 日

事業所番号	サービスの 種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2990190288	地域密着型 通所介護	株式会社 NARA NEXT FACTORY	奈良県奈良市小西 町 25 番地の 1 ファ インフラッツ奈良 ザ・レジデンス 218 号	ないすデイサービ ス	奈良県奈良市富雄 元町三丁目 1-13 ききょう富雄ビル 4 階

(令和 7 年 9 月 4 日揭示済)

奈良市告示第 425 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項の規定により、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）駐車場整備地区に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会を次のとおり開催する。

令和 7 年 9 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 公聴会開催の日時及び場所

日時 令和 7 年 10 月 5 日 午後 2 時から

場所 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所 中央棟 6 階 正庁

2 変更に係る都市計画の種類

種類 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）駐車場整備地区

土地の区域 奈良市大宮町、三条大宮町、三条本町、三条宮前町の各一部

3 原案に関する図書の閲覧

期間 令和 7 年 9 月 12 日から同月 26 日まで

場所 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所 都市整備部 都市計画課（ホームページにも掲載）

4 公述申出書の提出方法及び提出期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者（奈良市の住民及びその他の利害関係人に限る。）は、原案についての

意見の要旨とその理由を具体的に記載し、住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を併記した公述申出書を市長宛とし、都市整備部都市計画課に令和7年9月26日までに必着するように提出しなければならない。なお、公述申出書の提出がなかった場合は、公聴会の開催を中止する。

5 公述人の選定及び通知

公聴会において意見を述べることができる者は、公述申出書を提出した者のうちから市長が選定し、その旨を通知した者とする。

6 公聴会及び原案に関する問合せ

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 都市整備部 都市計画課（電話 0742-34-4748）

（令和7年9月8日揭示済）

奈良市告示第426号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年9月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和7年9月4日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

（1）印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

（2）次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和7年9月8日揭示済）

奈良市告示第427号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条例第4項の規定により告示する。

令和7年9月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

住居番号をつけた建造物の表示	
富雄北二丁目2番32-2号	恋の窪一丁目18番20-2-室番号
富雄元町二丁目6番7号	恋の窪一丁目18番20-1-室番号

富雄元町二丁目 6 番 6 号	三松二丁目 6 番 5 号
富雄元町二丁目 6 番 5 号	藤ノ木台四丁目 7 番 16 号
富雄元町二丁目 6 番 4 号	登美ヶ丘三丁目 11 番 13 号
富雄元町二丁目 6 番 3 号	四条大路南町 11 番 16 号
富雄元町二丁目 6 番 2 号	あやめ池南八丁目 7 番 32 号
百楽園四丁目 1 番 20-3 号	三条大路四丁目 3 番 3 号
五条畑一丁目 13 番 18 号	富雄川西一丁目 33 番 5-1 号
大安寺一丁目 16 番 1-2 号	西登美ヶ丘三丁目 18 番 22 号
六条西六丁目 13 番 22-4 号	若葉台二丁目 1 番 9 号
富雄北三丁目 1 番 4-1 号	西登美ヶ丘三丁目 12 番 7 号
大安寺一丁目 16 番 6 号	
松陽台二丁目 34 番 4 号	
尼辻西町 6 番 13 号	
登美ヶ丘三丁目 15 番 5-2 号	
東登美ヶ丘二丁目 1 番 6-3 号	
東登美ヶ丘二丁目 1 番 6-4 号	
あやめ池北一丁目 5 番 10 号	

(令和 7 年 9 月 10 日揭示済)

奈良市告示第 428 号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42 年奈良市条例第 21 号）第 3 条第 3 項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 10 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更する住居番号

	住居番号を変更した建造物の表示
変更前	四条大路一丁目 3 番 21 号
変更後	四条大路一丁目 3 番 21-2 号

(令和 7 年 9 月 10 日揭示済)

奈良市告示第 429 号

奈良市国民健康保険料の滞納処分に関して、1 記載の者に対し、2 記載の文書を送達すべきところ、送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達することができないため、奈良市国民健康保険条例（昭和 34 年奈良市条例第 13 号）第 22 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 7 年 9 月 11 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達を受けるべき者の氏名及び住所

省略

2 送達すべき文書及び部数

- (1) 令和 7 年 8 月 4 日付 差押調書（謄本） 1 部
- (2) 令和 7 年 8 月 18 日付 配当計算書（謄本） 1 部
- (3) 令和 7 年 8 月 25 日付 充当通知書 1 部

(令和 7 年 9 月 11 日揭示済)

奈良市告示第 430 号

奈良市国民健康保険料の滞納処分に関して、1 記載の者に対し、2 記載の文書を送達すべきところ、送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達することができないため、奈良市国民健康保険条例（昭和 34 年奈良市条例第 13 号）第 22 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 7 年 9 月 11 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達を受けるべき者の氏名及び住所

省略

2 送達すべき文書及び部数

- (1) 令和 7 年 8 月 5 日付 差押調書（謄本） 1 部
- (2) 令和 7 年 8 月 18 日付 配当計算書（謄本） 1 部
- (3) 令和 7 年 8 月 25 日付 充当通知書 1 部

（令和 7 年 9 月 11 日揭示済）

奈良市告示第 431 号

令和 7 年度国民健康保険料決定通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 13 号）第 22 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

令和 7 年 9 月 12 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1	この通知書の発送年月日		令和7年6月12日			
2	変更前	第1期分	令和7年6月30日	第6期分	令和7年12月1日	
		第2期分	令和7年7月31日	第7期分	令和7年12月26日	
		第3期分	令和7年9月1日	第8期分	令和8年2月2日	
		第4期分	令和7年9月30日	第9期分	令和8年3月2日	
		第5期分	令和7年10月31日	第10期分	令和8年3月31日	
	変更後	第1期分	令和7年9月30日	第6期分	令和7年12月1日	
		第2期分	令和7年9月30日	第7期分	令和7年12月26日	
		第3期分	令和7年9月30日	第8期分	令和8年2月2日	
		第4期分	令和7年9月30日	第9期分	令和8年3月2日	
		第5期分	令和7年10月31日	第10期分	令和8年3月31日	
3	送達を受けるべき者		別紙公示送達名簿に記載			

別紙省略

（令和 7 年 9 月 12 日揭示済）

公 営 企 業**奈良市企業局告示第 48 号**

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和 7 年 9 月 1 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和7年9月1日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和7年9月16日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
中山町118他	①	分流	大和郡山市額田部南町160 奈良県浄化センター
菅原町407他	②	分流	
大森西町（JR奈良駅南特定土地区画整理事業区域内）	③	分流	
大安寺三丁目85-1の一部他	④	分流	
若葉台四丁目243-2	⑤	分流	
西大寺竜王町一丁目1607-63他	⑥	分流	
中町4261-1	⑦	分流	
秋篠早月町215-23	⑧	分流	
北永井町53-1他	⑨	分流	
西大寺芝町二丁目1993-4他	⑩	分流	
宝来四丁目238-1の一部他	⑪	分流	

位置図省略

(令和7年9月1日揭示済)

奈良市企業局告示第49号

農業集落排水事業の供用及び汚水の処理を開始するので、奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良市条例第43号）第4条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和7年9月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和7年9月1日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

農業集落排水の供用及び汚水の処理を開始する年月日

令和7年9月16日

汚水を排除及び汚水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
大柳生町2881	N①	分流	下狹川町1718-3 東部第1地区浄化センター

位置図省略

(令和7年9月1日揭示済)

選 挙 管 理 委 員 会**奈良市選挙管理委員会告示第46号**

令和7年9月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

令和7年9月1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植田 茂

50分の1の数 5,909人

6分の1の数 49,239人

3分の1の数 98,478人

(令和7年9月1日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第9号

奈良市農業委員会令和7年9月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

令和7年9月8日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

令和7年9月16日（火） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟6階 602会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- (3) 水田・畑地造成形質変更届出について
- (4) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (5) 地籍調査に伴う変更について
- (6) 知事許可について

(令和7年9月8日揭示済)